

# 令和6年春から、特許出願の非公開制度が施行されます

内閣府・特許庁

- 本制度は、安全保障上拡散すべきでない発明の内容が含まれる特許出願が、出願公開されることを防ぐためのものです。
- そのため、**非公開の対象となり得る技術分野（特定技術分野、詳細は裏面参照）に該当しない発明の特許出願は、出願から特許の取得までの流れや出願公開に変更はありません。**
- 一方で、**外国出願の禁止の対象となる場合には注意する必要があります**ので、下のフロー図をご参照ください。

国内特許のみ  
取りたい

国内と外国の両方の特許を取りたい

外国特許のみ  
取りたい

先に国内出願

先に外国出願

<国内出願のみ>

ほとんどの出願において、  
本制度について特別な対応は  
必要ありません。  
必要な場合、出願日から  
**3月以内に通知※1**します。

優先権証明書及びアクセスコードについて

本制度により非公開の対象が否かを  
判断する間※2、**優先権証明書・アクセス  
コードの発行を留保**します。

<国内出願後、パリ優先権  
主張をして外国出願>

全ての国内出願について、  
本制度による審査を行います。

審査の結果、非公開の対象外と判  
断されれば、制約なく外国出願でき  
ようになります※2。

**特定技術分野に該当しない  
発明は、  
審査結果を待たずに、  
外国出願（PCT出願含む）  
可能です。**


<国内出願をしていない状態で外国出願>

（日本国内でした発明であって公になっていないもので）

**特定技術分野に該当する発明は、  
外国出願（PCT出願含む）禁止です。**

（違反に対しては罰則※3が科せられます。）

まずは、特定技術分野であるか確認してください※4。

Point  特定技術分野に該当する発明であっても、  
先に国内出願し、非公開の対象外と判断されれば、  
外国出願禁止が解除され、外国出願できるようになります。

特定技術分野に該当する場合や、判断が付かない場合は、  
先に国内出願するのも一案です※4。

**特定技術分野に該当しない発明は、  
外国出願（PCT出願含む）可能です。**

※1 特許出願に特定技術分野に属する発明が記載されている場合等には、特許庁から内閣府に出願書類を送付して非公開の対象とすべきかの検討をします。この場合、送付をした旨の特許出願人に対して通知します。

※2 判断期間は、通常は3月以内ですが、特定技術分野に該当する場合は、非公開の対象とすべきかの検討が必要なため、最長で10月かかります。

※3 一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金、又はこれを併科。また、対応する国内出願があれば却下される場合があります。

※4 国内出願をせずに、外国出願の禁止に該当するかどうかについて特許庁長官に確認を求めることができる制度（事前確認制度、手数料25,000円）も新設されます。

ただし、先に国内出願（出願手数料14,000円）をした場合、特定技術分野に該当しても、非公開の対象とすべきかの検討をした結果、対象外と判断されれば、外国出願禁止が解除され、外国出願が可能となりますが、事前確認制度では、そのような検討を行う過程がないため、特定技術分野に該当するものは、非公開の対象にならないことが明らかであるものを除き、外国出願が禁止される旨の回答となります。



▲詳細はこちら

特定技術分野：(1)~(25)の技術分野について、国際特許分類（又はこれに準じて細分化したもの）に従って規定。

## 【我が国の安全保障の在り方に多大な影響を与え得る先端技術が含まれ得る分野※】

- |   |                                     |
|---|-------------------------------------|
| (1) 航空機等の偽装・隠ぺい技術                       | (10) スクラムジェットエンジン等に関する技術            |
| (2) 武器等に関する無人航空機・自律制御等の技術               | (11) 固体燃料ロケットエンジンに関する技術             |
| (3) 誘導武器等に関する技術                         | (12) 潜水船に関する技術                      |
| (4) 発射体・飛翔体の弾道に関する技術                    | (13) 無人水中航走体等に関する技術                 |
| (5) 電磁気式ランチャを用いた武器に関する技術                | (14) 音波を用いた位置測定等の技術であって潜水船等に関するもの   |
| (6) 例えばレーザ兵器、電磁パルス(EMP)弾のような新たな攻撃又は防御技術 | (15) 宇宙航行体の熱保護、再突入、結合・分離、隕石検知に関する技術 |
| (7) 航空機・誘導ミサイルに対する防御技術                  | (16) 宇宙航行体の観測・追跡技術                  |
| (8) 潜水船に配置される攻撃・防護装置に関する技術              | (17) 量子ドット・超格子構造を有する半導体受光装置等に関する技術  |
| (9) 音波を用いた位置測定等の技術であって武器に関するもの          | (18) 耐タンパ性ハウジングにより計算機の部品等を保護する技術    |
|   | (19) 通信妨害等に関する技術                    |

### 付加要件対象分野

付加要件を満たさないものは、非公開の対象になりません。外国出願も禁止されません。

**付加要件：** ①我が国の防衛又は外国の軍事の用に供するための発明 ②国又は国立研究開発法人による発明 ③国の委託等に係る発明

## 【我が国の国民生活や経済活動に甚大な被害を生じさせる手段となり得る技術が含まれ得る分野※】

- |                            |                           |
|----------------------------|---------------------------|
| (20) ウラン・プルトニウムの同位体分離技術    | (24) ガス弾用組成物に関する技術        |
| (21) 使用済み核燃料の分解・再処理等に関する技術 | (25) ガス、粉末等を散布する弾薬等に関する技術 |
| (22) 重水に関する技術              |                           |
| (23) 核爆発装置に関する技術           |                           |

※ 上記(1)~(19)、(20)~(25)について、主にどちらの考え方に着目して選定したものであるかを記載。